令和２年刑（わ）第[redacted]号　偽計業務妨害被告事件

被告人　[redacted]

最終弁論要旨

２０２１年2月１５日

東京地方裁判所　刑事第４部　御中

主任弁護人　平野　敬　　印

【目次】

第1　弁論の趣旨

被告人は２件のツイートを投稿したことについては争っていない。しかし被告人には業務妨害についての故意が欠けており、またツイートの投稿行為に偽計業務妨害の実行行為性が欠けているから、犯罪構成要件を満たさない。よって無罪が言い渡されるべきである。

以下、まず総論として本件訴訟に内在する刑訴法及び憲法上の問題について述べた上で、各争点に関して実体的な刑法上の議論をおこなう。

第2　本件訴訟に内在する問題

1　訴因特定が不十分であること（刑訴法）

(1)　偽計行為が特定されていないこと

刑法２３３条は「虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者」を罰する。

ここで「偽計」とは、「人の業務を妨害するため、他人の不知或は錯誤を利用

する意図を以て錯誤を生ぜしめる手段を施すこと」（大阪高判昭和２９年１１月１２日　高刑集７巻１１号１６７０頁）を中核的概念とし、拡張的にその他計略や策略等の不正な手段を含み得るものと解される[1][2][3][4]。

ところが、本件において被告人がいかなる偽計を講じたものであるのか、その内実が公訴事実において明らかにされていない。もし被告人が「他人の不知或は錯誤を利用する意図を以て錯誤を生ぜしめる手段」をとったのであれば、被告人の行為が、誰の不知あるいは錯誤を利用する意図に基づいて、誰の錯誤を生じせしめたものであるのかが示されなければならない。その他の計略や策略を用いたのであれば、その計略等の内実が示されなければならない。しかし、公訴事実においても冒頭陳述においても、こうした偽計の内容が明確に特定されていない。

(2)　本来業務が特定されていないこと

また、偽計業務妨害罪においては、仮に妨害がなければ遂行できたはずの本来業務に関する検討が不可欠である。単に他人に徒労を強いたというだけでは足りず、その徒労によって本来業務が妨げられた[5]と言えなければならない[6]。

たとえば、東京高判平成２１年３月１２日（判タ１３０４号３０２頁）はインターネットの掲示板において鉄道駅での無差別殺人の予告をした行為に関して偽計業務妨害罪の成立が問われた事件である。同事件においては、警察官に「…駅構内及びその周辺等への出動、警戒等の徒労の業務に従事させ、その間、同人らをして、<u>被告人の予告さえ存在しなければ遂行されたはずの警ら、立番業務その他の業務の遂行</u>を困難ならしめ」たことについて業務妨害性を認めている。

---

[1] 前田雅英ほか（編）『条解刑法（第３版）』６９２頁。

[2] 井田良『講義刑法学・各論（初版）』１８１頁。

[3] 大谷實『刑法各論　第５版』１０２頁。

[4] 高橋則夫『刑法各論（初版）』１８７頁。

[5] 判例は本罪を危険犯と解し、妨害の結果を発生させるおそれのある行為で足ると解しているが、侵害犯と解する説も有力である。前掲大谷１０１－１０２頁、前掲高橋１９０頁参照。

[6] 前掲井田１７９頁参照。

また、横浜地判平成１４年９月５日（判タ１１４０号２８０頁）は、海上保安庁に虚偽の犯罪事実を通報した行為について偽計業務妨害罪の成立が問われた事件であるが、同様に「不必要な上記海域周辺における巡視船艇又は航空機等の出動を指示させ…被告人の通報さえ存しなければ遂行されたはずの本来の行政事務、パトロール業務、出動待機業務等の業務の遂行を困難ならしめ」たことについて業務妨害性が認定されている。

ところが、被告人の行為に起因していかなる業務が妨害されたのか、あるいは少なくともそのおそれが発生したのかという点について、公訴事実は「…前記大倉らの正常な業務の遂行に支障を生じさせ」と言及するのみである。被告人の行為がなければどのような本来業務が遂行し得たというのであるか、何ら示されていない。

(3)　小括

訴因は被告人の防御対象を設定するものであるから[7][8]、公訴事実は訴因をできるだけ特定して記載されなければならない（刑訴法２５６条３項）。ところが、本件公訴事実は本件の構成要件該当性を検討する上で重要な事実について明確に特定されているとは言えず、被告人の防御権が保障されていない。

よって、本件公訴事実は訴因の特定に欠けており、違法な公訴提起である。

2　　表現内容規制にあたること（憲法）

虚偽通報といった偽計業務妨害の典型的な事案と比較したとき、本件では、被告人において、他人を偽計に係らしめるための積極的な行動が欠けている点が顕著である。

被告人がおこなったのは、つまるところ、自己のツイッターアカウントにおいて２件のツイートを投稿したというものにすぎない。被害店舗はおろか、ツイート閲覧者に対して何らかの行動を求めるような積極的な働きかけは一切おこなわれていない。被害店舗が被告人のツイートを知るに至ったのは、氏名不詳の何者かが被告人の知らないところでおこなった通報ゆえである（甲１・３頁）。

したがって、被告人が罪責を問われている対象は、ツイートを投稿した行為まさにそれ自体である。ツイートが憲法２１条１項にいう「表現」にあたることは

[7] 田口守一『刑事訴訟法（第７版）』２２２－２２７頁。

[8] 田宮裕『刑事訴訟法（新版）』１７８頁。

論をまたない。すなわち本件は表現行為に対して直接に刑罰を適用しようとするものと言える。

しかも、本件は特定の時・場所・手段における表現を一般的に規制する、いわゆる表現内容中立規制ではない。ツイートの内容に基づいて刑罰を適用しようというものであって、いわゆる表現内容規制にあたる。表現の自由に対して与える萎縮効果が最も深刻な類型であるから、本件の審理にあたっては憲法上最大限の慎重さが求められる。犯罪構成要件の解釈は謙抑的になされなければならない。みだりに広範な解釈を認めることは適用違憲の問題を生じることとなる。

第3　被告人に故意が欠けていること

1　検討の枠組み

偽計業務妨害罪には過失犯処罰規定がない。罪の成立には少なくとも未必的な故意を要する。違法な結果発生について予見可能性があったというだけでは足りず、当該結果に対する認識及び認容が必要である。

被告人は「私はコロナだ」及び「濃厚接触の会」という２件のツイートを投稿した。検察官主張によれば、この２つを組み合わせて読むと「あたかも感染症にり患した者が同店で飲食をしているかのような虚偽の事実」が読み取れる（公訴事実）。かかるツイートを「不特定多数の者が閲覧し得る状態」に置いたことが、被告人がおこなったとされる実行行為のすべてである。

そこで、①被告人は閲覧者に２件のツイートを組み合わせて読ませる意思があったか、②被告人は閲覧者に当該ツイートを閲覧させることにより被害店舗の業務を妨害する意思があったか、という各点について具体的に検討することを要する。

被告人は各点とも否定しているが（被告人質問１１－１３頁）、以下に述べるように、客観的事実からも各点について被告人の当該意思を認めることができない。

2　ツイートを組み合わせて読ませる意思が認められないこと

(1)　ツイッターにおける表示の仕組み

ツイッターに投稿したツイートはフォロワーのタイムライン（自身がフォローしている人すべてのツイートをまとめた画面）に表示される。表示は時系列順である。通常、ツイッターの利用者は数十から数百、人によっては数千数万も

のアカウントをフォローしている。たとえば被告人自身は約３０００人をフォローしている（甲６添付資料１頁）。このためタイムラインにおいては複数の投稿者のツイートが次図のようにバラバラに表示される。

［投稿者Ａの０時３分付ツイート］↑新しい投稿
［投稿者Ｃの０時２分付ツイート］｜
［投稿者Ｂの０時１分付ツイート］｜
［投稿者Ａの０時０分付ツイート］↓古い投稿

よって、時間的に離れた複数のツイートは、フォロワーのタイムラインにおいても離れて表示され、文脈を形成しない。原則として、言いたいことは１つのツイート内に含めなければならない。複数のツイートを明示的に関連付けたいときには、リプライツリーという仕組みを利用することができる（被告人質問１１頁）。

(2)　時間的に離れていること

被告人が「私はコロナだ」というツイートを投稿したのは２０２０年３月１７日午後８時１５分、「濃厚接触の会」という投稿は同日午後９時１４分である（甲３資料１・２）。相互に１時間離れている。

よって、フォロワーのタイムラインにおいて、本件各ツイートの間には他の投稿者の無数の投稿が挟まることになり、連続して表示されることがない。

(3)　関連付ける機能が利用されていないこと

ツイッターは、タイムライン上において、ある利用者のツイートについて前後のツイートを表示する機能を提供していない。よって、何らかの関連付けが施されない限り、複数のツイートが一体として表示されることはない。

あるツイートに対する補足説明をしたいときなど、複数のツイートを明示的に関連付ける方法として、リプライツリーという仕組みを利用することができる。しかし本件において、被告人はそうした機能を利用していない（被告人質問１１頁）。

(4)　プロフィールページの閲覧は例外的であること

これに対し、検察官は、被告人のプロフィールページ（ツイッター内において、ある特定の利用者の自己紹介やツイート投稿履歴一覧が表示される画面）を見れば、本件各ツイートが連続して表示され、相互に一体として解釈される

余地があることを指摘する（被告人質問３１頁）。

しかし、特定の利用者のプロフィールページを見てツイート投稿履歴を閲覧するというのは、ツイッターの利用方法としては例外に属する。ツイートは英語で鳥のさえずり（Ｔｗｅｅｔ）のことをいう。さまざまな鳥がさえずる森林を歩くように、タイムラインにおいて無数の投稿者が雑多なことを呟いているのを楽しむというのがツイッターの本来的な趣旨である。各利用者がツイッターにログインすると、画面に最初に表示されるのはタイムラインである。特定の利用者のプロフィールページを閲覧するには、そこから一定の操作をおこなわなければならない（被告人質問３０頁検察官質問参照）。

したがって、プロフィールページにおける表示を前提として、ツイートの投稿意図を考えるというのは不自然である。

(5)　予見可能性では足りないこと

検察官は、被告人において、本件各ツイートが組み合わせて読まれる可能性があることを認識し得たはずであると論難する（被告人質問３１頁）。

しかし、上記のとおり本件は故意犯が争われているのであるから、予見可能性ではなく認容が問われなければならない。認識し得たはずであるというだけでは足りず、被告人が投稿当時、自己のツイートがプロフィールページから閲覧されることを実際に予期した上で認容していたという精神状態を立証しなければならない。かかる認容を認めるに足る証拠はない。

(6)　小括

以上により、被告人において、本件各ツイートを組み合わせて読ませる意思は存在しなかった。

3　被害店舗の業務を妨害する意思が認められないこと

(1)　動機を欠いていること

被告人は本件飲み会以前には被害店舗を利用したことがなく、[黒塗り]

[黒塗り]の他店についても利用したことがない（被告人質問７－８頁）。いかなる利害関係もなく、被告人において被害店舗の業務を妨害する動機を欠いている。

(2)　故意を有していたとすれば行動が不合理であること

仮に被告人が被害店舗の業務を妨害する意図を有していたのだとすれば、より

効果的に、より安全におこなう方法が容易に考えられる。たとえば、ツイッターにおいて匿名アカウントを作成し、露骨な文体により、被害店舗を名指しして、新型コロナウイルス感染者が店内にいると述べればよい。ハッシュタグ（ツイッターにおける話題共有の仕組み）をつけたり、関係者や有名人にリプライをおこなったりして自己のツイートの拡散につとめればなおさら効果的であろう。

実際には、被告人は自身の本名、生年月日、職業、所属先企業まで明記したアカウントにおいて本件各ツイートをおこなっている。業務妨害の故意を有していたにしてはあまりに不合理である。本件各ツイートの投稿後、積極的に本件各ツイートを宣伝するために周囲に働きかけるといった行動もとっていない（甲６添付資料１０頁参照）。かかる不合理性は、本件各ツイートが悪意なく衝動的に投稿されたものであるという事実をむしろ裏付ける。

(3)　被告人の精神的特性によるものであること

被告人は注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）を患っており、不注意性や衝動性の傾向が強い（弁１・３頁）。いずれも、平均値５０・標準偏差１０の偏差値（学力テストにおける偏差値と同じ）の指標において８０以上と、１０００人に１人程度のきわめて異常な値である[9]。自分のおこなった発言が他人からどう見られるかを意識せずに発言してしまうことが多々ある（被告人質問４頁）。

かかる特性は本件訴訟においても示された。新型コロナウイルス患者数の累計グラフの伸び率が緩やかになったことに関し被告人が「お、なんかいい感じなんじゃないの？」と投稿したことについて（甲６添付資料１１頁）、検察官や裁判官は患者数が増大したことを喜ぶ反社会的な発言と誤解した（検察官冒頭陳述第１・１（１）、被告人質問４３頁）。しかし被告人の真意が別にあったことは補充質問における回答のとおりである（被告人質問４４頁）。

本件各ツイートも、業務妨害の故意に出たものというよりは、他人からどう見られるかを意識せず衝動的に投稿されたものであると見るのが自然である。まして、被告人は３月１７日当時、持病の睡眠障害から来る寝不足により、極端

---

[9] 平均値（μ）５０、標準偏差（σ）１０の正規分布において、偏差値８０（μ＋３σ）を超える値は０．１４％程度である。総務省統計局『なるほど統計学園高等部』https://www.stat.go.jp/koukou/howto/process/p4_3_2_1.html 参照。

に注意力が低下している状況であった（被告人質問６－７頁）。

(4)　被告人のツイッターの用法がもっぱら独り言であること

ツイッターの用法は各利用者によって異なる。商売の宣伝に用いる者、政治的な議論を交わす者、アニメや漫画についての感想を語り合う者、他人との交流を強くは望まず日記代わりとして用いる者など、人それぞれである。

被告人のアカウントにおける本件各ツイート以外のツイートを見ると、時事に対する短い感想や、思いつきのメモなどが大半を占める（甲６添付資料）。広告宣伝など他人に訴求する内容の投稿はなく、閲覧者からの反応も乏しい。甲６に見られる投稿中、１０回以上の共有（リツイート）または「いいね」を得ているものはわずか２件のみである。大半の投稿は、閲覧者からほとんど注目・反応されることなくタイムラインを流れていくものであった。

すなわち、被告人のツイッターの使い方としては、もっぱら他人からの反応を求めない独り言あるいは日記に近いものである（被告人質問３７－３９頁参照）。本件各ツイートもそうした独り言として投稿されたものにすぎず、そこに他者に対する加害の意思を見出すことはできない。

(5)　予見可能性では足りないこと

検察官は、被告人において、本件各ツイートが被害店舗に何らかの迷惑をかけることは予測し得たはずであると非難する。

しかし、繰り返しになるが、本件は故意犯が争われているのであるから、予見可能性ではなく少なくとも認容がなければならない。認識し得たはずであるというだけでは足りず、被告人が投稿当時、本件各ツイートに起因して被害店舗に業務妨害が生ずることを現に認識し、かつ認容していたという精神状態を立証しなければならないが、かかる認容を認めるに足る証拠はない。

ある表現から生じ得る可能性のある、あらゆる結果について故意犯が認められるとすれば、表現の自由に対する萎縮効果は著しいものとなろう。

(6)　小括

以上により、被告人は本件各ツイートにおいて被害店舗の業務を妨害する意思が存在しなかった。

4　未必の故意では不十分であること

これまで述べてきたとおり、被告人には未必的故意すら認めがたい。しかしさ

らに付言すれば、本件において犯罪が成立するには未必の故意では足りず、確定的故意を有するものでなければならない。

(1)　本件各ツイートの構造

本件各ツイートをそれぞれ分析すると、第１ツイートは「私はコロナだ」と感染症名について言及しているが、自身の所在については述べていない。他方、第２ツイートには写真が添付され、所在が示唆され得るが、感染症名や感染の事実は述べられていない。すなわち第１ツイートには抽象的な危険性こそあれ特定性がなく、第２ツイートには特定性こそあれ危険性が不足している。各々単独で取り出した場合には明らかに構成要件該当性を満たさない。そして両ツイートの投稿時刻には１時間の懸隔がある。

本件各ツイートについて構成要件該当性を認めるには、いわゆる「一連の実行行為」論に即して考える必要があろう（クロロホルム事件、最決平成１６年３月２２日　刑集５８巻３号１８７頁）。すなわち、被告人は業務妨害という単一の構成要件的結果の発生を目的として、第１ツイートにより実行に着手し、その１時間後、第１ツイートに内包された危険性を具体化させるために第２ツイートを投稿したものである。検察官は本件各ツイートをまとめて公訴事実に挙げているから、黙示的にこうした「一連の実行行為」論を採っているものと思われる。

(2)　「一連の実行行為」には計画性が求められること

「一連の実行行為」論が前提とするのは、実行行為を行為者の犯行計画が実現していく一連の過程として把握する犯罪観である[10]。行為者は犯行計画に基づき、場合によっては複数の段階を踏みつつ、構成要件的結果を発生させようとする。

すなわち、「一連の実行行為」論は行為者における犯行計画の存在を要請するものであり、確定的故意を要する。未必の故意は構成要件的結果に対する未必的な認容であり、「未必的な犯行計画」などというものは語義矛盾であるから、未必の故意に基づく「一連の実行行為」を認めることはできない。

(3)　小括

本件において被告人に未必の故意すら認めがたいところ、確定的故意はなおさ

---

[10] 橋爪隆『刑法総論の悩みどころ』１９１頁。

ら認めることはできない。

第4　実行行為性を欠くこと

1　検討の枠組み

(1)　表現の自由との関係

すでに述べたとおり、本件において罪に問われているのは被告人が本件各ツイートを投稿した行為それ自体である。刑罰によって表現内容を直接的に規制するものであるから、憲法上、最大限の慎重な配慮を必要とする。

表現内容規制に関する違憲審査基準としては「明白かつ現在の危険」の法理が広く知られているところである（泉佐野市民会館事件、最判平成７年３月７日）。本件における刑罰法規の解釈適用においても、当該趣旨が斟酌されるべきである。

すなわち、本件各ツイートが法益侵害をもたらす実質的な危険を内包するものであるか、また本件各ツイートを投稿する行為と業務妨害の結果とが論理必然的に因果関係で結びついているかといった各点を考慮し、本件は刑罰によって遇することが真にやむを得ない事例と言えるかを慎重に検討しなければならない。

(2)　軽犯罪法との関係

本罪と構成要件的に類似するものとして軽犯罪法１条３１号が挙げられる。「他人の業務に対して悪戯などでこれを妨害した者」を処罰するものである。

本罪との対比でいうと、「悪戯」とは一時的な戯れであってそれほど悪意のないものをいい、「その動機、目的、態様に照し...悪戯と目しうる程度を超え」るものが偽計とされる（大阪高判昭和３９年１０月５日下刑６巻９＝１０号９８８頁）。

両罪の境界が問題となった著名な事例として大阪高判昭和２９年１１月１２日がある。列車の制動機のハンドルを面白半分に回転させて鉄道の運行を妨げたという事案である。同事件の被告人は「別に鉄道側に怨みもなく又そのような悪い事をせなければならないわけもなかつたのでありますが、かんたんに考えてやつた」と供述していた。裁判所は次のように判示して、偽計業務妨害罪の適用を否定した。

> 被告人が該列車の進行妨害のため前示制動機を緊締しこれを緊締していないよ

うに他人を錯誤に陥らしめ、この錯誤を利用する意図の下に本件所為に及んだものであるとは記録上到底確認し難い。
…法にいわゆる偽計を用いたとなすべきであるかどうかの点は既に説明した意図の有無如何によつて決せられるものと解すべく行為自体重大な結果を招来する虞あるときでもそれだけで常に刑法第二百三十三条の罪を構成するとはかぎらない。

本件についても、単に行為からいかなる結果が生じたかという点のみから偽計業務妨害の実行行為性を認めることはできない。「その動機、目的、態様に照し…悪戯と目しうる程度を超え」るか否かを検討する必要があろう。

2　実行行為性が認められないこと

(1)　ツイート自体の危険性が低いこと

1　容易に冗談と理解され得るものであること

２０２０年３月当時、ツイッターにおいては「濃厚接触」の語が、本来の疫学的用法のみならず時事的な流行語として用いられていた（弁２、弁３、弁４）。当時のツイートを検索すると、「いぬと濃厚接触してきた」「今日は久しぶりに特定少数で濃厚接触しに行く（柔術をします！）」「俺も女の子と濃厚接触したいにござるよー！！！」といったツイートが散見される。こうしたツイートが、新型コロナウイルスを感染させる行動を意味するものではなく、単に友人や動物との接近を滑稽に表現したものにすぎないことは明らかであり、通常の閲覧者において真意を誤認する余地はない。

当時のインターネット上の文脈、利用状況、雰囲気等を踏まえれば、本件各ツイートも容易に流行語に乗った冗談であることが読み取れる。被告人は３月１７日に複数のツイートをしており、体調不良をうかがわせる要素はない。通常の感性を有する閲覧者において、本件各ツイートが新型コロナウイルス感染という事実の告白や、真摯な業務妨害の予告であると読み取ることはあり得ない。

現に、「私はコロナだ」というツイートに対して寄せられたリプライは「ヤバイヤバイｗ」というものであって、冗談であることを明確に理解している反応であった（甲３資料２、被告人質問１０頁）。被告人に対して体調を心配したり、言動を真摯に憂慮したりする反応は一切寄せられていない。

2　　業務妨害を誘発する文言が含まれていないこと

本件各ツイートに含まれるテキストは、「私はコロナだ」「濃厚接触の会」という各６文字の短文にすぎない。発熱や咳などの具体的症状を記したり、恐怖を煽り立てたり、閲覧者に対して通報や被害店舗に対するボイコット等の具体的行動を促すような文言は一切含まれていない。

(2)　ツイート投稿行為から業務妨害までの因果が飛躍していること

1　　本件における因果の分析

本件各ツイートを投稿することによって被害店舗に業務妨害の結果を与えるには、次のいずれかの因果的経路をたどることが必要である。

①本件各ツイートを被害店舗の従業員等関係者が閲覧する。当該関係者が、あたかも感染症にり患した者が同店で飲食をしているかのように錯誤し、その結果として消毒等の作業を強いられる。その結果、本来業務が妨げられるという業務妨害が発生する。

②本件各ツイートを被害店舗と無関係な第三者が閲覧する。当該第三者が、あたかも感染症にり患した者が被害店舗で飲食をしているかのように錯誤して、通報をおこなう。その結果として同店が通報対応に追われ、本来業務が妨げられるという業務妨害が発生する。

しかし、いずれについても飛躍があり、投稿行為から論理必然的に導かれるものとは言いがたい。

2　　本件各ツイートを被害店舗関係者が目にするとは考えにくいこと

上記①の因果的経路をたどるには、被告人のツイートを被害店舗関係者が閲覧しているという前提が求められる。このとき、当該関係者が被告人のアカウントのフォロワーであるか、または検索等の行為により偶然目にするというパターンが考えられる。

まず、コンピュータ技術者である被告人のツイッターアカウントを、まったく畑違いの飲食店であるクラフトビアマーケット関係者がフォローしているとは考えにくい。

次に検索であるが、一般に、企業が自社の店名や商品名をキーワードとしてＳＮＳを検索し、消費者の反応を調査することは少なくない。こうした場合には、フォローに関係なく、当該調査にあたった企業関係者が偶然にツイート

を目にしてしまうという可能性もあり得る。しかし本件各ツイート内にはクラフトビアマーケットの名称が一切出てこないから、フォロー外のクラフトビアマーケット関係者が検索によって偶然に本件各ツイートにたどり着くという可能性も現実的ではない。

その他、本件各ツイートがフォロワーによって共有（リツイート）され、拡散されてクラフトビアマーケット関係者の目に届くということもないではないが、本件各ツイートのように情報量に乏しい投稿が大規模にリツイートされる可能性は低く、現に投稿翌日時点で１件もリツイートされていない（甲３、甲６添付資料１０頁）。

3　　第三者による通報は予測しがたいこと

上記②の因果的経路をたどるには、本件各ツイートを閲覧した第三者が本件各ツイートを読んで真に受け、通報するという過程を経る必要がある。当該第三者を利用した一種の離隔犯と言える。

しかし、上記のとおり、本件各ツイートにはクラフトビアマーケットの名称も被害店舗の店名も出てこない。２つめのツイートに添付された写真にはクラフトビアマーケットのロゴが映り込んでいるが、当該ロゴは店名を特定するに至らないものである（弁５、弁６、弁７）。

上記のように、本件各ツイートはもっぱら冗談めいた独り言として投稿され、ほとんどの閲覧者からは真に受けられることなく、何の反応も呼ばなかった。たまたま、閲覧者の一人がクラフトビアマーケット運営会社に対する通報をおこない、同社によって被害店舗が特定されることとなったが（甲１・３頁）、当該通報者以外に通報に及んだ者はいない。

かかる事実からすれば、当該通報は通常の因果の流れから外れた異常な事態であって、投稿行為に内在する危険が必然的に惹起されたものとは言いがたい。

(3)　現実に顕著な妨害結果が発生していないこと

本件各ツイートに起因して被害店舗がおこなった行動は、「普段より念入りに清掃、アルコール消毒をおこなった」というものである（甲１・５頁、甲２・４頁）。店において特に騒ぎは生じず（甲１・４頁、甲２・３頁）、臨時休業や営業短縮などが生じたわけでもない。

投稿行為当時において、被害店舗は使用済みの食器や客席をアルコール消毒することを通常業務としておこなっていた[11]。本件各ツイートの投稿により、実質的に被害店舗の営業態様は変わっていない。

すなわち、被害店舗の営業上の損害は現実に発生しておらず、仮に生じたとしてもごく軽微であった。かかる事実は、本件各ツイートに内包される危険がごく低いものであったことを裏付ける。

(4)　小括

以上を考えるに、被告人が本件各ツイートを投稿した行為は、被害店舗の業務妨害という結果を当然に惹起し得る危険なものとは評価し得ず、違法性を有しない。万一、仮に違法性を有するとしても、「悪戯と目しうる程度を超え」るものとは到底言えず、偽計にはあたらない。

第5　結論

以上により、被告人の行為には故意が欠けており、また偽計業務妨害の実行行為と評価し得るものでもないから、犯罪を構成しない。よって無罪が言い渡されるべきである。

以上

[11] 甲１・４頁「食器やテーブル等を、いつも以上に念入りにアルコール消毒すること」との記載から、本件に関係なくいつもアルコール消毒をおこなっていたことがわかる。